



議案第二十号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十二年三月廿三日

原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「及び出生後」を「出生後」に改め、「種豚」の下に「及び出生後第百日の日から出生後第八月の末日までの肉豚（種豚以外の豚をいう。以下同じ。）」を加え、「死亡（」を「牛、馬及び種豚にあつては死亡（」に改め、「傷害」の下に「肉豚にあつては死亡」を加える。

第十六条第三項中「家畜共済」の下に「（肉豚に係るものを除く。）」を加え、同条第四項中「前項」を「第二項」に改める。

第三十二条第三項中「第百九条第五項」を「第百九条第六項」に改める。

第三十三条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十六条の見出し中「無事もどし」を「無事戻し」に改め、同条第一項中「三分の一」を「二分の一」に、「無事もどし」を「無事戻し」に、「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条第二項中「無事もどしをする」を「無事戻しをする」に、「第九十五条第一項

の無事もどし準備金」を「第九十七条第一項の特別積立金」に、「法第三百三十二条第一項において準用する法第二百二条の規定による払いもどしを受けた」を「農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号。この章及び次章において「規則」という。）第二十五条第四項の規定により交付された」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第五十三条の見出し中「無事もどし」を「無事戻し」に改め、同条第一項中「三分の一」を「二分の一」に、「無事もどし」を「無事戻し」に改め、同条第二項中「無事もどしをする」を「無事戻しをする」に、「第九十五条第二項の無事もどし準備金」を「第九十七条第二項の特別積立金」に、「法第三百三十二条第一項において準用する法第二百二条の規定による払いもどしを受けた」を「規則第二十五条第四項の規定により交付された」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第五十四条第一項中「種雄馬以外の馬又は種豚」を「種雄馬以外の馬、種豚又は肉豚」に改め、「包括共済対象家畜の種類ごと」を削り、「家畜共済資格者が」の下に「肉豚以外の包括共済対象家畜に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類ごとに、」を「一体として」の下に「肉豚に係るものにあつては、その者の飼養する肉豚で同号に掲げるものを一体として、かつ、飼養区分（規則第二十九条の二の飼養区分をいう。以下同じ

。ことにより」を加え、同条第三項各号列記以外の部分中「包括共済対象家畜」の下に「肉豚を除く。以下この項において同じ。」を加える。

第五十六条第一項中「種豚」を「豚」に改める。

第六十一条第三項中「種豚」を「豚」に改める。

第六十六条第一項中「一年」の下に「（肉豚に係るものにあつては、第三条第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間。次項及び第六十九条第一項において同じ。）を加え、同条第三項中「共済掛金」の下に「（肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。第七十一条第一項において同じ。）」を加える。

第六十九条を次のように改める。

（加入者負担共済掛金の金額）

第六十九条 家畜共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、共済掛金（共済金額に第七十条の共済掛金率を乗じて得た金額（第六十六条第二項の規定により一年未満とされた共済掛金期間に係るものにあつては、月割によつて計算された金額）をいう。以下この項において同じ。）から、牛に係るものにあつてはその二分の一、馬又は種豚に係るものにあつてはその五分の二、肉豚に係るものにあつてはその三分の一に相当する金額（

その金額が法第十三条の二の主務大臣の定める金額を超える場合にあつては、その主務大臣の定める金額を差し引いて得た金額とする。

2 家畜共済に付した家畜で、その共済金額が法第一百五十六条の主務大臣の定める金額を超えるものに係る加入者負担共済掛金の金額は、前項の規定にかかわらず次の算式により計算される金額とする。

計算式

Pは、当該加入者負担共済掛金の金額

Pは、第七十三条の共済掛金率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分の率

Qは、第七十三条の共済掛金率からPを差し引いたもの

Aは、法第一百五十六条の主務大臣の定める金額

Bは、当該家畜の共済金額

Cは、牛に係るものについては共済掛金の二分の一、馬又は種豚に係るものについては共済掛金の五分の二、肉豚に係るものについては共済掛金の三分の一に相当する金額

(その金額が法第十三条の二の主務大臣の定める金額を超える場合にあつては、その主務大臣の定める金額)

第七十一条第一項中「共済金額は」の下に「、肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごとに、肉豚に係る包括共済関係に係るものにあつては飼養区分ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごとに」を、「百分の三十」の下に「（肉豚に係るものにあつては、百分の五十）」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、肉豚に係る家畜共済にあつては、飼養区分ごとに当該飼養区分に係る共済金額を当該飼養区分に係る共済掛金期間開始の時間における肉豚の頭数で除して得た金額は、同一会計年度内は同額とする。

第七十一条第二項中「家畜共済」の下に「（肉豚に係るものを除く。）」を加え、同条第七項中「こえない」を「超えない」に改める。

第七十二条第一項第一号中「包括共済関係にあつては」を「肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係にあつては」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 肉豚に係る包括共済関係にあつては、家畜共済加入者ごと及び飼養区分ごとに、当該家畜共済加入者が当該包括共済関係に係る共済掛金期間開始の時に飼養している当該飼養区分に係る肉豚の価額を合計した金額

第七十二条第二項中「前項」を「前項第一号又は第三号」に、「あらたな」を「新たな」に、「改訂」を「改定」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第二号の肉豚の価額は、二五、〇〇〇円とする。

第七十三条第二項中「乳牛の雌に係る包括共済關係に係る家畜共済」を「包括共済關係に係る家畜共済でその共済目的が二以上の共済目的の種類にわたるもの」に、「当該包括共済關係に係る乳牛の雌」を「当該包括共済關係に係る家畜」に改める。

第七十六条第一項第一号中「第七十二条第二項」を「第七十二条第二項又は第三項」に、「こえる」を「超える」に改め、「（当該家畜」の下に「（肉豚を除く。）」を加える。
第八十条に次の一項を加える。

2 この町は、この町との間に肉豚に係る包括共済關係が存する家畜共済加入者が、新たに第三条第一項第三号に掲げる肉豚を飼養するに至つた場合であつて正当な理由がないのに当該肉豚につき第五十四条の申込み又は共済掛金の払込みを遅滞したときは、当該包括共済關係に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責を免れるものとする。

第八十八条の十七中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第八十八条の二十一の見出し中「無事もどし」を「無事戻し」に改め、同条第一項中「

三分の一」を「二分の一」に、「無事もどし」を「無事戻し」に改め、同条第二項中「無事もどしをする」を「無事戻しをする」に、「第九十五条第三項の無事もどし準備金」を「第九十七条第三項の特別積立金」に、「法第百三十二条第一項において準用する法第百二条の規定による払いもどしを受けた」を「規則第二十五条第四項の規定により交付された」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第九十三条第一項第一号中「附録」を「付録」に、「農業災害補償法施行規則」を「規則」に、「こえる」を「超える」に改める。

第九十五条から第九十八条までを次のように改める。

第九十五条及び第九十六条 削除

（特別積立金の積立て）

第九十七条 この町は、第九十条第一号の勘定について、共済目的の種類ごとに、毎会計年度の剰余金中当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

2 この町は、第九十条第二号及び第三号の勘定について、毎会計年度の剰余金から不足

金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

3 この町は、第九十条第四号の勘定について、果樹区分ごとに、毎会計年度の剰余金中当該果樹区分に係る果樹剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

（特別積立金の取り崩し）

第九十八条 この町は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該共済目的の種類に係る特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。

2 この町は、蚕繭共済及び家畜共済について、共済目的の種類ごとの蚕繭共済及び家畜共済の区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、蚕繭共済にあつては当該共済目的の種類に係る蚕繭不足金てん補準備金内訳額、家畜共済にあつては不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、蚕繭共済にあつては当該

共済目的の種類に係る蚕繭特別積立金内訳額、家畜共済にあつては特別積立金を共済金の支払に充てることができるものとする。

3 この町は、果樹共済について、果樹区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、当該果樹区分に係る不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該果樹区分に係る特別積立金を共済金の支払に充てることができるものとする。

4 この町は、第九十条第一号から第四号までの勘定ごとに、毎会計年度、不足金てん補準備金の金額を不足金てん補に充て、なお不足を生ずる場合には、特別積立金を不足金てん補に充てることができるものとする。

5 この町は、議会の議決を経て、特別積立金を法第九十五条後段に規定する費用及び法第九十六条に規定する施設をするのに必要な費用の支払に充てることができるものとする。

6 この町は、共済目的の種類別の農作物共済並びに蚕繭共済及び果樹区分別の果樹共済の区分ごとに、特別積立金を無事辰金の支払に充てることができるものとする。

7 この町は、前各項に規定する場合のほか、鳥取県知事の承認を受けた場合には、特別積立金をこの町の行方共済事業に関し必要な費用の支払に充てることができるものとする。

る。

附録第一中「附録第一」を「付録第一（第九十三條關係）」に改める。

附録第二中「附録第二」を「付録第二（第九十三條關係）」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三十條關係）

農作物共済の共済金額及び共済掛金率表

共済料率地域分		水稲	
地域	共済金額	地域	共済金額
中津、俵原、吉原、合谷、柿谷、太郎田、曹源寺、木地山、福本、福山、三軒屋、大谷	二七〇 円	神倉、高橋、吉田、成、片栗、余戸、横手、実光、福吉、勿賀、下谷、吉尾、若宮、湯谷、大柿、恩地、助谷、穴鴨、田代	二七〇
	三・八 %	西小鹿、井土、坂本、大瀬、鉛山、小河内、福田、森、本泉、今泉、牧、赤松、加谷、上西谷、下畑	二七〇
		東小鹿、岩本、波伯山、砂原、三朝、山田、鎌田、久原、下西谷	二七〇

別表第二中春蚕繭の項中「二二〇〇〇円」を「二八〇〇〇円」に、初秋蚕繭の項中「一
 七〇〇〇円」を「二二〇〇〇円」で、晩秋蚕繭の項中「一七〇〇〇円」を「二四〇〇〇円
 」に改める。

別表第三中

種豚	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	五
種豚	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	五
肉豚	八〇	七〇	六〇	五〇	一	一	二五

改める。

別表第四中

種豚	八八	二二	三〇	〇〇	二	一	一四〇二
種豚	八八	二二	三〇	〇〇	二	一	一四〇二
肉豚	六二	一	一	〇〇	二	一	六二二

改める。

別表第五中「二四〇」を「三九〇」に、「二五〇」を「一九五〇」に改める。

附 則

1 この条例は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第三十二条及び第三十三条の規定は、水稻については昭和五十二年産のものから適用するものとし、昭和五十一年以前の年産の水稲については、なお、改正前の条例（以下「旧条例」という。）第三十二条及び第三十三条の規定の例による。

3 新条例第三条の規定は、昭和五十二年産の蚕繭から適用するものとし、昭和五十一年以前の年産の蚕繭については、なお、旧条例第三条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十九条及び第五十条の規定の例による。

4 この条例の変更の施行前に開始し、この条例の変更の施行後に、なお、その期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する組合員負担共済掛金については、なお、従前の例による。

5 新条例第八十八条の十七の規定は、この条例の変更の施行後に共済責任期間の開始する収穫共済に関する果樹から適用するものとし、この条例の変更の施行前に共済責任期間の開始する収穫共済に係る果樹については、なお、旧条例第八十八条の十七の規定の例による。